

消費者問題対策確認書

照会番号 平成21年 第 36724号

この度、貴方が契約会社に対して行っているとされている料金の未払いもしくは契約違反に当該会社が管轄簡易裁判所に訴状申請された為、本確認書をご通知致します。

当該会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け賜いますが原告側が提出した訴訟内容を御本人様と確認する機関の為、当センターが貴方に対して訴訟を起しているのではありません。

原則として御本人様からのご連絡をお願い致します。

故意に放置された場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

尚も放置しておく、相手側の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、ご注意下さい。

※万が一、覚えのない業者からご自宅又は携帯電話に勧誘等が過去に有られた方は、不正契約をされるといった手口も見受けられますので、至急ご連絡をお願い致します。

(受付時間) 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

(消費相談課)

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-29

財団法人 全国消費相談支援センター